

定款の施行に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第7条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。

(会員代表者及び会員代表者代理人の資格要件)

第2条 定款第8条第1項及び第2項に規定する会員代表者及び会員代表者代理人は、それぞれ次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- 1 会員代表者は、代表者としてその権利及び義務を行使する役員（当該正会員が個人の場合は、当該個人をいい、以下「会員代表者」という。なお、「役員」とは、取締役、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいい、外国法人にあつては、国内における代表者を含む。以下同じ。）であること。ただし、外国法人である正会員については、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第29条の4第1項第4号ハに規定する国内における代表者（同法第65条第1項に規定する職務代行者を含む。以下同じ。）であること。
 - 2 会員代表者代理人は、登記された役員又はこれに準ずる権限を有する者であること。ただし、外国法人である正会員については、前号に規定する代表者に準ずる権限を有する者であること。
 - 3 金商法第29条の4第1項第2号イからリまでの規定に該当しない者であること。
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、正会員の代表取締役が、当該正会員の事業活動の支配を主たる目的とする会社（以下「正会員支配会社」という。）の役員を当該正会員の会員代表者とすることを申請した場合において、理事会が承認したときには、当該正会員支配会社の役員を当該正会員の会員代表者とすることができる。

(国内において本拠となる支店等)

第3条 外国法人である正会員は、本協会との連絡上適当と認められる支店等を定め、本協会に届け出なければならない。

(入会申請書等)

第4条 定款第10条第1項に規定する入会申請書は、別に定める様式による。

- 2 定款第10条第2項に規定する正会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - 1 金融商品取引業の登録申請書又は登録金融機関業務の登録申請書の写し及びその添付書類の写し（金商法第31条第4項に規定する変更登録を受けた場合においては変更登録申請書の写し及びその添付書類の写し、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し金融商品取引法第33条の6第1項又は第3項に規定する届出（投資運用業（金商法第2条第8項第12号、第14号及び第15号に規定する業務をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）を行った場合においては届出書の写し及び添付書類の写し）
 - 2 金商法第30条の3第1項に規定する認可申請書の写し及びその添付書類の写し
 - 3 第1号の登録を証する書面の写し及び前号の認可又は前号の認可に付された条件を記載した書面の写し
 - 4 金商法第35条第3項の規定に基づく届出書の写し
 - 5 金商法第35条第4項の規定に基づく承認申請書の写し及び当該申請に係る承認を証する書面の写し
 - 6 定款第11条第1号又は第2号の規定に該当することの有無及び該当する場合にはその内容を記載した書面

- 7 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書
- 8 倫理コードその他本協会が必要と認める資料
- 9 その他本協会が必要と認める資料
- 3 定款第10条第2項に規定する賛助会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - 1 金融商品取引業者又は登録金融機関
 - イ 前項第3号に規定する書面の写し
 - ロ 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書
 - ハ その他本協会が必要と認める資料
 - 2 その他の者
 - イ 会社概要書
 - ロ 登記事項証明書の写し
 - ハ 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書
 - ニ その他本協会が必要と認める資料
- 4 定款第10条第2項に規定する後援会員の入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。
 - 1 反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書
 - 2 登記事項証明書の写し
 - 3 その他本協会が必要と認める資料

(加入の承認の通知)

第5条 本協会は、定款第10条第1項の規定により、入会申請者につきその加入を承認したときは、その旨をその入会申請者及び各会員に通知する。

(変更の承認の通知)

第6条 本協会は、定款第13条で準用する定款第10条第1項の規定により、変更申請を行った賛助会員につきその変更を承認したときは、その旨を当該賛助会員及び各会員に通知する。

(会員種別変更申請書の添付書類)

- 第7条** 定款第13条で準用する定款第10条第2項に規定する会員種別変更申請書の添付書類は、次のとおりとする。
- 1 金融商品取引業等に関する内閣府令第22条第1項に規定する変更登録申請書及びその添付書類の写し（会員種別変更申請者が登録金融機関である場合にあつては、電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し金融商品取引法第33条の6第1項又は第3項に規定する届出（投資運用業に係るものを除く。）の写し及び添付書類の写し）
 - 2 前号の変更登録を証する書面の写し
 - 3 その他本協会が必要と認める資料
- 2 前項の定めにかかわらず、金融商品取引業者でない賛助会員が会員の種別を正会員に変更する場合においては、定款第13条で準用する定款第10条第2項に規定する会員種別変更申請書の添付書類は、第4条第2項各号に掲げる書類とする。

(正会員の処分、正会員権の喪失等の場合の通知及び公表)

第8条 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員に対し、その旨を通知する。

- 1 定款第14条の規定により所定の退会申請書を提出し、本協会が承認したとき。
 - 2 定款第19条第1項の規定により処分を行うとき。
 - 3 定款第20条の規定により勧告を行うとき。
- 2 本協会は、次の各号の一に該当することとなった正会員につき、その旨をすべての会員に通知

するとともに、これを公表する。

- 1 定款第19条第1項の規定により処分を行ったとき。
- 2 定款第21条第1項の規定により正会員権を喪失したとき。

(賛助会員及び後援会員の退会の通知及び公表)

第9条 本協会は、定款第15条の規定により賛助会員又は後援会員が退会することとなった場合には、その旨をすべての会員に通知するとともに、これを公表する。

(届出事項)

第10条 定款第16条に規定する正会員の届出は、金商法の規定により金融庁長官に次の各号に係る届出又は公告の届出を行う場合にこれを行うものとする。

- 1 金融商品取引業（登録金融機関にあっては、登録金融機関業務をいう。）の廃止
- 2 合併（当該正会員が合併により消滅する場合の当該合併に限る。）又は解散
- 3 分割（当該正会員が分割により事業の全部又は一部を承継させた場合の当該分割に限る。）
- 4 事業の全部又は一部の譲渡

(報告事項)

第11条 定款第16条に規定する正会員及び賛助会員の報告は、別表に掲げる場合にこれを行うものとする。

(取引の信義則違反)

第12条 定款第19条第1項第4号に規定する取引の信義則に反する行為とは、次に掲げる行為又はその他本協会若しくは正会員の信用を失墜し又は本協会若しくは正会員に対する信義に反する行為をいう。

- 1 本協会の業務若しくは他の正会員の営業に干渉し又はこれを妨げること。
- 2 電子記録移転権利等の売買その他の取引等に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。

(反社会的勢力)

第13条 定款第19条第1項第12号に規定する反社会的勢力とは、次の各号に掲げる者をいう。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団員による不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当行為防止法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- 3 暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当行為防止法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
- 4 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- 5 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- 6 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益

を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)

7 特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

8 その他前各号に準ずる者

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

（注）改正条項は次のとおりである

第2条第1項各号を改正。

第4条第2項各号、第3項第2号イからハ及び第4項各号を改正し、第3項第1号イからハを新設。

第7条第1項第1号及び第2号を改正し、第3号を新設。

第8条第1項各号及び第2項各号を改正。

第10条各号、第12条各号及び第13条各号を改正。